

名古屋法務局から地図作成事業についてのお知らせ

地図作成事業の実施

名古屋法務局では、令和7年度から令和8年度に掛けて、津島市天王通り二丁目ほか地区（下図参照）において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を、新たに作成することとしました。

正確な地図を作成する理由

法務局に備え付けられている地図（公図）の約40%は、明治時代の中頃に作成されたものであり、現地の土地形状と一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が不正確なものもあることから、不動産取引や登記申請を行う際に支障が生じることがあります。また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。

そこで、法務局では、このような問題を解決するため、一筆ごとの土地の筆界（境界）を調査・確認した上で、測量を行い、正確な地図を計画的に作成しています。

地図作成のメリット

正確な地図を作成することで、次のようなメリットが期待できます。

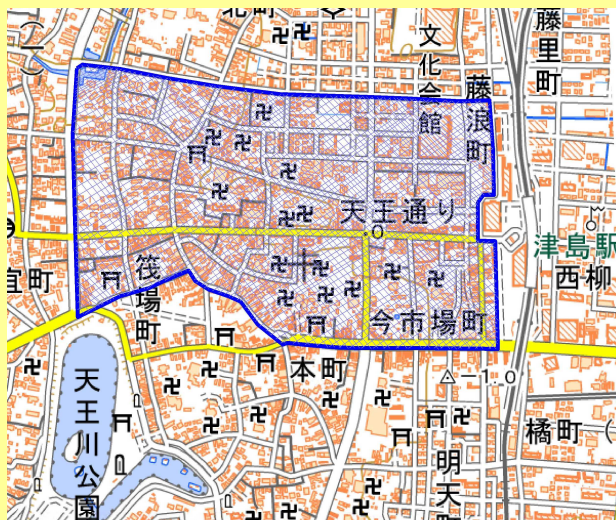
- ★ 土地の筆界（境界）が確定するため、筆界（境界）に関する紛争を未然に防止することができ、子や孫の世代にも安心して引き継ぐことができます。また、安全な土地取引を行うことができます。
- ★ 土地の筆界（境界）は、測量に基づく数値によって管理されるため、境界標が失われてしまっても、筆界（境界）を復元することができます。このため、大規模な災害が発生した場合でも、迅速に復旧・復興作業を開始することができます。
- ★ 国が費用を負担して、正確な地図を作成するとともに、職権で、地目や面積の変更・更正登記を行います。また、全ての土地について、地積測量図も作成します。

地図作成事業の経費

地図の作成は、国の予算により実施されるため、所有者の皆様に金銭的な負担は求めません。ただし、所有者説明会や現地における立会いにお越しいただくための交通費等は除きます。

また、確認いただいた筆界（境界）に、設置工事が必要となるコンクリート杭等の埋設を希望される場合は、設置費用を負担いただく必要があります。

地図作成事業実施地区



実施地区

天王通り二丁目ないし同六丁目、高屋敷町、上河原町、金町、宝町、本町一丁目、米之座町二丁目、池麩町、弥生町の各全部
天王通り一丁目、又吉町一丁目、寿町、池須町、錦町、城之越町、米町、橋詰町一丁目ないし同三丁目、本町二丁目、同三丁目、今市場町一丁目ないし同三丁目、藤浪町一丁目、同二丁目、米之座町一丁目、昭和町一丁目、良王町一丁目の各一部

事業主体等

- ・事業主体（発注者）
名古屋法務局
- ・作業実施者（受注者）
公益社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

お問合せ・連絡先

〒477-0032
東海市加木屋町陀々法師10番地1
津金ビル1階
名古屋法務局不動産登記部門
地図整備室地図作成現地事務所
(担当 近藤・島田)
電話番号 0562-31-7121
業務時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く。)



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキンセン」

地図が完成するまでの流れ

1 基準点測量作業：令和7年9月～12月頃

地図を作成するための基礎となる作業です。測量により、新たな基準点（金属鋲等）を、事業実施地区内の道路路上に設置します。

2 準備作業：令和7年9月～令和8年3月頃

- ・ 事業地区内の状況を調査し、各土地と道路との筆界（境界）を測量します（原則として各土地に立ち入ることはありませんが、立ち入る場合には、事前にお声掛けをします）。
- ・ 事業実施地区内の土地を所有されている皆様に対する説明会を開催します。
- ・ 筆界（境界）に係る関係資料を収集・精査します。
- ・ 関係官公署との打合せ及び現地調査を行います。



3 現況測量作業：令和7年10月～令和8年4月頃

現地における現在の状況を把握するため、測量を行います。原則として、所有者の皆様の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、御協力をいただきますようお願いします。

4 一筆地調査作業：令和8年5月～8月頃

各土地の筆界（境界）を確認するため、現地において、土地の所有者やその代理人の皆様に立会いを行っていただきます。筆界（境界）を確認いただいた後、確認の署名等をしていただきます。

立会いの日時は、法務局で指定の上、立会日の2週間前までに、土地の所有者の皆様へ郵送で連絡します。御都合が合わない場合は、個別に調整させていただきます。



5 境界標設置作業及び一筆地測量作業：令和8年8月～9月頃

上記4で確認した筆界点（境界点）に、法務局で用意したアルミ製プレート等を境界標として設置します。なお、アルミ製プレート等に代えて、コンクリート杭等の永続性のある境界標の設置を希望される場合は、実費をご負担いただく必要がありますので、立会いの際に、作業担当者に申し出てください。また、設置した境界標を測量します。原則として、所有者の皆様の立会いは不要ですが、敷地内に立ち入らせていただく必要がある場合には、御協力をいただきますようお願いします。

6 図面作成作業：令和8年9月～11月頃

一筆地測量作業における測量結果に基づき、一筆の土地ごとの面積を算出するとともに、土地の位置や形状を明確にした地図を作成します。

7 図面等の送付・縦覧：令和8年12月頃

調査・測量の結果に基づいて作成した図面等を、土地所有者の皆様へ郵送します。また、会場を設置し、作成した地図を確認することができる機会を設けます。

8 登記処理：令和9年3月頃

新たに作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

また、面積や地目に関して、変更・修正がある土地については、本事業の結果に基づき、職権で登記を行います。分筆や合筆をすることとなった土地についても、併せて職権で登記を行います。

登記処理の完了をもって、全ての事業が完了します。